■所得・勤務条件等比較表（R8.10時点）

【行政職給料表】

	定年延長	再任用職員（短時間勤務） ※定年前再任用or暫定再任用			再任用職員（フルタイム） ※暫定再任用
		31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	
根拠法令	職員の定年等に関する条例 第2条	職員の定年等に関する条例第12条（定年前再任用） 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第4条（暫定再任用）			職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第3条
年間給与額（期末・勤勉手当含む） ※R8.4.1時点での試算	行政職５級以下 （給料月額7割＋地域手当）×12月＋期末・勤勉手当の合計 （例）行政職5級85号俸の場合 約5,000,000円	行政職３級 約3,100,000円	行政職３級 約2,300,000円	行政職３級 約2,900,000円	行政職３級 約3,900,000円
給料月額	（P14参照） （例）行政職5級85号俸の場合 286,300円	215,600円	161,700円	199,951円	269,500円
期末・勤勉手当	4.65月分	2.45月分	2.45月分	2.45月分	2.45月分
3号厚生年金 （共済組合期間分）	昭和36年4月2日以降に生まれた者は65歳の誕生日の前日に受給権発生 ※民間等での厚生年金保険加入期間を持つ女性の厚生年金（1号期間部分）は、昭和37年4月2日以降昭和39年4月1日までに生まれた者は63歳の誕生日の前日に受給権発生				
厚生年金の 支給停止等	「年金」と「賃金」の月額相当額の合計が65万円を超える場合、一部、又は、全額停止 ※「年金」：年金（すべての老齢厚生年金の合算額（職域部分、加給年金額を除く））の月額 ※「賃金」：計算対象月の標準報酬月額＋年間賞与（計算対象月以前1年間の標準賞与額の合算額）×1/12				
共済年金 （経過的職域加算）	H27.9月までの共済組合員期間分を「経過的職域加算」として、支給する経過措置				
	支給停止	支給			支給停止
年金払い退職給付	H27.10月以降の共済組合員期間分は、「年金払い退職給付」として65歳から支給（繰上げ、繰下げ可） （半分は終身年金、半分は有期年金（20年、10年、一時金から選択））				
年間総収入	年間給与額 ＋年金支給額 （全額停止以外） （例）行政職5級85号俸の場合 約5,000,000円 ＋年金支給額（全額停止以外）	約3,100,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）	約2,300,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）	約2,900,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）	約3,900,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）
諸手当	期末手当、勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、休日給、給料の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、地域手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、農林漁業普及指導手当、単身赴任手当				

■所得・勤務条件等比較表（R8.10時点）

【行政職給料表】

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">定年延長</th><th colspan="3">再任用職員（短時間勤務） ※定年前再任用or暫定再任用</th><th rowspan="2">再任用職員（フルタイム）
※暫定再任用</th></tr>
<tr><th colspan="2">31時間勤務</th><th>23時間15分勤務</th><th>28時間45分勤務</th></tr>
<tr><td>年次有給休暇</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td colspan="2">勤務日数を考慮して付与日数を定める</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>特別休暇</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td colspan="2">リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇のうち一部休暇については勤務日数を考慮して付与日数を定める。</td><td>リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇は正規職員と同じ。夏休は一日を単位とする。</td><td>リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇は正規職員と同じ。</td></tr>
<tr><td>病気休暇</td><td colspan="5">正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>育児休業</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td colspan="3">対象（原則として、子が1歳に達する日まで）</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>育児部分休業</td><td colspan="5">正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>育児短時間勤務</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td colspan="3">対象外</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>介護休暇</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td colspan="2">勤務日数を考慮して付与日数を定める</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>分限・懲戒</td><td colspan="5">正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
<tr><td>社会保険等</td><td>正規職員(60歳前)と同じ</td><td colspan="3">・厚生年金（1号・日本年金機構）
・共済短期
・雇用保険</td><td>・厚生年金（3号・共済組合）
・共済短期
・雇用保険</td></tr>
<tr><td>定期健康診断</td><td colspan="5">対象</td></tr>
<tr><td>ストレスチェック制度</td><td colspan="5">対象</td></tr>
<tr><td>人間ドック事業(共済)</td><td colspan="5">対象</td></tr>
<tr><td>貸付事業（共済）</td><td>対象</td><td colspan="4">対象（ただし、現職時と条件が異なる）</td></tr>
<tr><td>互助会</td><td colspan="5">加入できる（任意）</td></tr>
<tr><td>災害補償制度</td><td colspan="5">正規職員(60歳前)と同じ</td></tr>
</table>

■所得・勤務条件等比較表（R8.10時点）

【技能労務職給料表】

	定年延長	再任用職員（短時間勤務） ※定年前再任用or暫定再任用			再任用職員（フルタイム） ※暫定再任用
		31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	
根拠法令	職員の定年等に関する条例第2条	職員の定年等に関する条例第12条（定年前再任用） 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第4条（暫定再任用）			職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第3条
勤務日数・時間数等	正規職員(63歳前)と同じ	7時間45分/日×4日/週	7時間45分/日×3日/週	5時間45分/日×5日/週	正規職員(63歳前)と同じ
年間給与額（期末・勤勉手当含む） ※R8.4.1時点での試算	技能労務職5級以下 （給料月額7割＋地域手当）×12月＋期末・勤勉手当の合計 （例）技能労務職5級77号俸の場合 約4,600,000円	技能労務職4級 約3,000,000円	技能労務職4級 約2,200,000円	技能労務職4級 約2,800,000円	技能労務職4級 約3,800,000円
給料月額	（P14参照） （例）技能労務職5級77号俸の場合 263,700円	206,240円	154,680円	191,270円	257,800円
期末・勤勉手当	4.65月分	2.45月分	2.45月分	2.45月分	2.45月分
3号厚生年金 （共済組合期間分）	昭和34年4月2日以降昭和36年4月1日までに生まれた者は64歳の誕生日の前日、昭和36年4月2日以降に生まれた者は65歳の誕生日の前日に受給権発生 ※民間等での厚生年金保険加入期間を持つ女性の厚生年金（1号期間部分）は、昭和35年4月2日以降昭和37年4月1日までに生まれた者は62歳の誕生日の前日、昭和37年4月2日以降昭和39年4月1日までに生まれた者は63歳の誕生日の前日に受給権発生				
厚生年金の 支給停止等	「年金」と「賃金」の月額相当額の合計が65万円を超える場合、一部、又は、全額停止 ※「年金」：年金（すべての老齢厚生年金の合算額（職域部分、加給年金額を除く））の月額 ※「賃金」：計算対象月の標準報酬月額＋年間賞与（計算対象月以前1年間の標準賞与額の合算額）×1/12				
共済年金 （経過的職域加算）	H27.9月までの共済組合員期間分を「経過的職域加算」として、支給する経過措置				
	支給停止	支給			支給停止
年金払い退職給付	H27.10月以降の共済組合員期間分は、「年金払い退職給付」として65歳から支給（繰上げ、繰下げ可） （半分は終身年金、半分は有期年金（20年、10年、一時金から選択））				
年間総収入	年間給与額 ＋年金支給額 （全額停止以外） （例）技能労務職5級77号俸の場合 約4,600,000円 ＋年金支給額（全額停止以外）	約3,000,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）	約2,200,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）	約2,800,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）	約3,800,000円 ＋年金支給額 （全額停止以外）
諸手当	期末手当、勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、休日給、給料の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、地域手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、農林漁業普及指導手当、単身赴任手当				

■所得・勤務条件等比較表（R8.10時点）

【技能労務職給料表】

	定年延長	再任用職員（短時間勤務） ※定年前再任用or暫定再任用			再任用職員（フルタイム） ※暫定再任用
		31時間勤務	23時間15分勤務	28時間45分勤務	
年次有給休暇	正規職員(63歳前)と同じ	勤務日数を考慮して付与日数を定める		正規職員(63歳前)と同じ	正規職員(63歳前)と同じ
特別休暇	正規職員(63歳前)と同じ	リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇のうち一部休暇については勤務日数を考慮して付与日数を定める。		リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇は正規職員と同じ。夏休は一日を単位とする。	リフレッシュ休暇は適用なし。その他の休暇は正規職員と同じ。
病気休暇	正規職員(63歳前)と同じ				
育児休業	正規職員(63歳前)と同じ	対象（原則として、子が1歳に達する日まで）			正規職員(63歳前)と同じ
育児部分休業	正規職員(63歳前)と同じ				
育児短時間勤務	正規職員(63歳前)と同じ	対象外			正規職員(63歳前)と同じ
介護休暇	正規職員(63歳前)と同じ	勤務日数を考慮して付与日数を定める		正規職員(63歳前)と同じ	正規職員(63歳前)と同じ
分限・懲戒	正規職員(63歳前)と同じ				
社会保険等	正規職員(63歳前)と同じ	・厚生年金（1号・日本年金機構） ・共済短期 ・雇用保険			・厚生年金（3号・共済組合） ・共済短期 ・雇用保険
定期健康診断	対象				
ストレスチェック制度	対象				
人間ドック事業(共済)	対象				
貸付事業（共済）	対象	対象（ただし、現職時と条件が異なる）			
互助会	加入できる（任意）				
災害補償制度	正規職員(63歳前)と同じ				